

建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、徳島市入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱第1条に規定する一般競争入札及び徳島市条件付公募型指名競争入札実施要綱第1条に規定する公募型指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）に係る業者の選定について、別に定めるもののほか、必要な事項を定め、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象となる工事)

第2条 この運用基準の対象となる工事は、一般競争入札等に係る工事とする。

(業者数)

第3条 業者数は概ね20業者程度とする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合及び特定建設工事共同企業体取扱要綱に該当する場合はこの限りでない。

(参加条件)

第4条 一般競争入札等に参加できる業者は、特別な技術を要する工事及び他の要綱等で規定のあるものを除き、原則として徳島市内に建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所（以下「本店」という。）を有する業者（以下「市内業者」という。）とする。

(市内業者の参加資格)

第5条 一般競争入札等に参加できる市内業者の工種ごとの等級等の取扱いは、次のとおりとする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合はこの限りでない。

- (1) 一般競争入札等に参加できる業者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「参加資格審査要綱」という。）により作成された本市の有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に2年以上継続して登載されている業者とする。ただし、解体工事については、徳島市解体工事請負業者選定基準により作成された本市の有資格者名簿（以下「解体工事登録業者名簿」という。）に登載されていた期間も含むものとする。また、推進工事については、徳島市推進工事請負業者選定基準により作成された本市の有資格者名簿（以下「推進工事登録業者名簿」という。）に1年以上継続して登載されている業者とする。
- (2) 徳島市建設工事請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）で等級を定める工種のうち土木一式工事及び建築一式工事を除く工種については、選定要綱別表第2に定める工種ごとの等級別標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加することができる。ただし、当該等級の業者（この業者選定運用基準に基づいて、当該一般競争入札等の参加資格を有する者に限る。）の数が12に満たない場合は、当該等級より上位の等級の者を入札に参加させるものとする。
- (3) 土木一式工事及び建築一式工事については、工事予定箇所が属する別表第1又は別表第2で定める地区に本店を有する業者とし、選定要綱別表第2に定める工種ごとの等級別標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加することができる。ただし、別表第1又は別表第2に定める地区に本店を有する登録業者名簿に登載された業者であ

って、選定要綱別表第2に定める等級別標準発注金額に対応する等級を有する業者（この業者選定運用基準に基づいて、当該一般競争入札等の参加資格を有する者に限る。）の数が12に満たない地区が生じた場合は、参加資格審査要綱第6条に規定する資格の有効期間経過後に別表第1又は別表第2に定める地区を変更するものとする。

(4) 選定要綱で等級の定めのない工種については、登録業者名簿に当該工種で登載されている業者とする。

(5) 推進工事については、推進工事登録業者名簿に登載されている業者とし、徳島市推進工事請負業者選定基準第7条及び同基準別表の規定により定める区分ごとの標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加することができる。ただし、当該区分の業者（この業者選定運用基準に基づいて、当該一般競争入札等の参加資格を有する者に限る。）の数が12に満たない場合は、当該区分より上位区分の者を参加させるものとする。

(6) 空調工事については、管工事で登録業者名簿に登載されている業者とし、選定要綱別表第2に定める管工事の等級別標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加することができる。

(7) 浄化槽設置工事については、管工事で登録業者名簿に登載されている業者のうち、徳島県の特例浄化槽設置工事業者登録をしている業者とし、選定要綱別表第2に定める浄化槽設置工事の等級別標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加することができる。

(8) 交通安全施設工事及び道路区画線工事については、それぞれ土木一式工事、塗装工事で登録業者名簿に登載されている業者とし、選定要綱別表第2に定めるそれぞれ土木一式工事、塗装工事の等級別標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加することができる。

(9) 排水設備工事については、水道施設工事で登録業者名簿に登載されている業者であって、徳島市下水道条例（昭和37年6月30日条例第23号）第5条の規定による排水設備指定工事店の指定を受けている業者とし、選定要綱別表第2に定める水道施設工事の等級別標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加できる。

2 特殊な工法を用いた工事又は専門性が高いと認められる工事について、一般競争入札等に参加できる市内業者は、原則として過去10年間において、同種の工事の元請実績若しくは下請実績、共同企業体における代表者若しくは構成員としての元請実績、徳島市が実施した一般競争入札の参加実績（参加資格を有しなかった場合を除く。）又は徳島市の指名実績のいずれかを有することとする。

3 一般競争入札等に参加できる市内業者は、現に効力を有する競争入札参加資格に係る参加資格審査要綱第5条第1項及び第6条第1項に規定する資格に関する格付において使用した経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（以下「格付時の経審通知書」という。）又は当該一般競争入札等参加申請時における最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（以下「最新の経審通知書」という。）のいずれかにおいて、当該工事と同一工種の平均年間完成工事高の額が500万円を超えていなければならないものとする。この場合において、交通安全施設工事、道路区画線工事、空調工事、浄化槽設置工事及び排水設備工事にあつては、それぞれ土木一式工事、塗装工事、管工事、

管工事、水道施設工事に係る格付時の経審通知書又は最新の経審通知書のいずれかにおいて、当該工事と同一工種の平均年間完成工事高の額が500万円を超えていなければならないものとする。

(市外業者の参加資格)

第6条 一般競争入札等に参加できる市外業者の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 当該工事の工種に応じた登録業者名簿に登録されていることとする。
- (2) 土木一式工事及び建築一式工事については、最新の経審通知書における当該工事と同一工種の総合評定値が1300点以上であることとする。
- (3) 土木一式工事及び建築一式工事以外の工事については、最新の経審通知書における当該工事と同一工種の総合評定値が1200点以上であることとする。
- (4) 第2号に規定にかかわらず、推進工事、交通安全施設工事については、最新の経審通知書における土木一式工事の総合評定値が1300点以上であることとする。
- (5) 第3号の規定にかかわらず、道路区画線工事、空調工事、浄化槽設置工事及び排水設備工事については、それぞれ塗装工事、管工事、管工事、水道施設工事の最新の経審通知書における総合評定値が1200点以上であることとする。

2 一般競争入札等に参加できる市外業者は、特殊な工法を用いた工事又は専門性が高いと認められる工事について、原則として過去10年間に同種の工事の元請実績又は共同企業体における代表者としての元請実績のいずれかを有することとする。

3 一般競争入札等に参加できる市外業者は、最新の経審通知書における当該工事と同一工種の平均年間完成工事高の額が予定価格を超えていることとする。ただし、推進工事、交通安全施設工事、道路区画線工事、空調工事、浄化槽設置工事及び排水設備工事については、それぞれ土木一式工事、土木一式工事、塗装工事、管工事、管工事、水道施設工事に係る最新の経審通知書における当該工事と同一工種の平均完成工事高の額が予定価格を超えていることとする。

(市内業者の参加資格の特例)

第7条 公告の日が属する年度（公告の日が4月1日から5月31日の場合は、公告の日が属する年度の前年度）（以下「工事発注年度」という。）に登録業者名簿に登録されている市内業者は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 公告の日の2年前の日に登録業者名簿に登録されていた市内業者が、その後1年未満の登録業者名簿への非登録期間の後、再度登録業者名簿に市内業者として登録された場合、一般競争入札に参加できることとする。
- (2) 工事発注年度の前年度を含み連続して3年度以上登録業者名簿に市内業者として登録されていた場合、一般競争入札に参加できることとする。
- (3) 工事発注年度の前年度に登録業者名簿に登録されていなかったが、工事発注年度の前々年度を含み連続して2年度以上登録業者名簿に市内業者として登録されていた場合、一般競争入札に参加できることとする。
- (4) 工事発注年度の前々年度に登録業者名簿に登録されていなかったが、その前年度を含み連続して2年度以上登録業者名簿に市内業者として登録され、かつ、工事発注年

度の前年度に登録業者名簿に市内業者として登載されていた場合、一般競争入札に参加できることとする。

- (5) 解体工事については、同項第1号から第4号までの期間に解体工事登録業者名簿の登載期間を含むものとする。
- (6) 推進工事については、公告の日の1年前の日に推進工事登録業者名簿に登載されていた市内業者が、その後1年未満の登録業者名簿への非登載期間の後、再度推進工事登録業者名簿に市内業者として登載された場合、推進工事の一般競争入札に参加できることとする。

また、工事発注年度の前年度を含み連続して2年度以上推進工事登録業者名簿に市内業者として登載されていた場合、推進工事の一般競争入札に参加できることとする。

2 舗装工事、道路区画線工事及び機械器具設置工事の一般競争入札等に参加できる市内業者は、第5条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 舗装工事については、下記の舗装機械を保有していなければ、一般競争入札等に参加することができない。

- ア アスファルトフィニッシャー（2.4m級以上）
- イ タイヤローラー
- ウ モータグレーダー
- エ マカダムローラー

- (2) 道路区画線工事については、下記の特殊機械を保有していなければ、一般競争入札等に参加することができない。

- ア ニーダー車
- イ センターライナー
- ウ 手引きライナー
- エ プライマー
- オ ハンドマーカーク抹消機

- (3) 機械器具設置工事については、下記の機械設備を保有していなければ、一般競争入札等に参加することができない。

- ア 2トン級以上のクレーン設備（例えば天井クレーン・門形クレーン等）
- イ 金属工作機械（例えば旋盤、切断機、折曲機、プレス機等）
- ウ 溶接機（例えばアーク溶接機、特殊溶接機、自動溶接機、電子ビーム溶接機等）
- エ トラック類（例えばクレーントラック、フォークリフト、トラック等）

3 解体工事において、非飛散性アスベストを含有する建材等がある建物等を解体する場合は、石綿障害予防規則に規定する作業主任者を雇用していなければ一般競争入札等に参加することができない。

4 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事及び空調工事については、第5条第3項の規定に下記の条件を加えて取り扱うものとする。

- (1) 選定要綱別表第1に定められている土木一式工事の等級が特A、A又はBの業者について、当該工事の予定価格が5千万円以上の場合、格付時の経審通知書又は最新の経審通知書における土木一式工事の平均年間完成工事高に2を乗じて得た額が予定価格を超えていることとする。

- (2) 選定要綱別表第1に定められている建築一式工事の等級が特A又はAの業者について、当該工事の予定価格が9千万円以上の場合、格付時の経審通知書又は最新の経審通知書における建築一式工事の平均年間完成工事高に2を乗じて得た額が予定価格を超えていることとする。
- (3) 舗装工事について、格付時の経審通知書又は最新の経審通知書における舗装工事の平均年間完成工事高に2を乗じて得た額が予定価格を超えていることとする。
- (4) 管工事及び空調工事について、第5条第2項に規定する実績を有するものとする。
- 5 工事予定箇所に係る土地又は工事予定箇所に接する土地を所有する市内業者について、土木一式工事及び建築一式工事に限り、工事予定箇所の属する別表第1又は別表第2に定める地区に本店を有するものとみなす。この場合において、工事予定箇所に係る土地又は工事予定箇所に接する土地を所有する者は、当該市内業者又は当該市内業者の代表者に限るものとし、当該市内業者又は当該市内業者の代表者以外の者の名義による所有は、工事予定箇所に係る土地又は工事予定箇所に接する土地を所有する市内業者に該当しないものとする。
- 6 本店所在地を現在地に移転した業者に係る第5条第1項第3号の適用については、現在地に本店を移転してから1年以上経過している場合に限り、工事予定箇所が属する別表第1又は別表第2で定める地区に本店を有するものとし、現在地に本店を移転してから1年以上経過していない場合は、別表第1又は別表第2の適用については、移転前の所在地に本店を有するものとみなす。ただし、本店所在地を徳島市内から徳島市外に移転した場合については本項本文の規定を適用しないものとする。
- 7 徳島市外から徳島市内に本店所在地を移転した業者については、徳島市内に本店の所在地を移転した後2年以上経過していなければ、市内業者として当該一般競争入札等（推進工事に係るものを除く。）に参加できないものとする。

（市外業者の参加資格の特例）

第8条 第6条第1項の規定にかかわらず、該当する業者数が第3条に規定する業者数に満たない場合は、最新の経審通知書における当該工事と同一工種の総合数値を引き下げるものとする。

（その他）

第9条 この運用基準に定めのない事項については、そのつど市長がこれを定める。

附 則

この運用基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この運用基準は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の運用基準は、この附則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に公告又は情報開示した工事から適用し、施行日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準は、この告示の施行の日以降に公告又は情報開示した工事から適用し、同日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準は、この告示の施行の日以降に公告又は情報開示した工事から適用し、同日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準は、この告示の施行の日以降に公告又は情報開示した工事から適用し、同日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準は、この告示の施行の日以降に公告又は情報開示した工事から適用し、同日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準は、この告示の施行の日以降に公告又は情報開示した工事から適用し、同日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準は、この告示の施行の日以降に公告又は情報開示した工事から適用し、同日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。

示した工事については、なお、従前の例による。

附 則

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準は、この告示の施行の日以降に公告又は情報開示した工事から適用し、同日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。